仁寿殿観音供と二間御本尊

――天皇の私的仏事の変貌――

斎木涼子

【要約】仁寿殿観音供とは「御本尊」と呼ばれる天皇の観音像に毎月十八日に真言僧が奉仕する仏事である。その由緒や内容は明確ではなく、諸説が存在している。混乱の要因は、清涼殿二間に安置された「御本尊」の存在と、十二世紀以降に残された、真言僧らの言説にある。二間の仏像は、内裏燃亡・里内裏への頻繁な移動が続く十一世紀後半以降に見え始める為、真言僧の管理下へ移された仁寿殿観音像にかわる存在として登場した可能性が高い。十一世紀、護持僧の重要性を認識し、天皇護持における真言僧の役割を主張した仁海は、観音供についても活動を残しており、以降真言僧側からこの天皇の観音像・観音供の意義付けを行おうとする積極的な動きが見られる。その為、天皇護持の仏事と位置づけられ、実態とは乖離した教説的解釈が諸派で形成され、その中で天照大神と大日如来の習合、如意宝珠による観音と諸尊の習合など、天皇の仏教的位置付けが述べられていった。

史林　九一巻二号　二〇〇八年三月

はじめに

仁寿殿観音供（十八日観音供）とは、平安時代以降内裏で行われた天皇の私的仏事であり、「御本尊」と呼ばれる天皇の観音像に真言僧が奉仕する仏事とされる。朝廷・宮中行事の多くは既に分析が進んでおり、儀式書や古記録に記載が見られるものについては由緒や儀式次第・敷設等が知られている。しかし、宮中で毎月行われていたにも関わらず、観音供の

由緒や実態は不明とされている。観音供に関する一般的な理解は次の様なものである。

仁寿殿において、毎月十八日に観音を本尊とし玉体安穏のために修せられた法。仁寿殿観音供と称し、また二間の供ともいわれたが、後者の称については、天皇の御座の次の間で行うからとか、のちの清涼殿の二間で行われたからとかの諸説がある。……本尊についても正観音・十一面観音・如意輪観音等の諸説があり……

（『平安時代史事典』「観音供」）

この様に由緒や実態が不明確な理由は、史料上にあまり記録が残されていないのと同時に、豊富な記載が見られる十二世紀以降の仏教書類、『覚禅鈔』等の内容が複雑かつ矛盾・混乱しているため、理解しにくいという点にある。『覚禅抄』では小野流の説により聖観音像とするが、「有ル書」の説として十一面観音も挙げている。しかし、天台座主慈円は『法華別帖』において①「慥ニハ如意輪」とする。さらに「二間観音供」の呼称についても、「仁寿殿観音供」の呼称と併用されており、場所と呼称の関係も確定できないのである。

以上の様に諸説入り乱れているが、大きく整理すると、根本的な問題は本尊の種類の混乱と、仁寿殿観音供・二間観音供という二つの名称、つまり場所の混乱にあるといえよう。

この観音供については、平安宮内裏の構造の変遷を検証した鈴木亘氏が言及し、仁寿殿における安置場所の推定を行っている。②また伊藤聡氏は、神仏関係の中世的展開の一つとして観音供を巡る言説を分析し、十二世紀以降真言各派が独自の流儀を主張し、更に天台僧までもが仁寿殿観音供に関心を寄せていた事を指摘している。僧達は観音像や観音供に関する様々な言説を著述し、観音像と天照大神を習合させるなど、中世に向けて多様な解釈を展開させていくという。③しかし、鈴木氏の分析は主に仁寿殿利用に関するものであり、伊藤氏の論考は言説内容の解釈や、その中世的展開の分析に重点が置かれているため、観音供全体の変遷や歴史的位置付けといった問題については、未だ検討不足であると言わざるを得ない。

公的行事ではないとはいえ、宮中に仏像が安置され毎月仏事が行われているという点、それが天皇のものである事を考

えると、その全体像を明らかにし、解釈が混乱している理由についても究明する必要がある。また公の行事ではなく一般の史料上にもほとんど記載されない、また由緒や本尊が不明確とされる行事に、僧等が高い関心を持ち、言説を残していたという点は取り上げるべき問題である。宮中における真言僧の奉仕といえば、護持僧や真言院での仏事が挙げられ、こういった活動との関連も考える必要がある。

そこで本論では、まず十八日観音供の成立や変遷、観音像の実態を追う事で、本尊・場所に関する混乱した言説を整理する。十二世紀以降の言説・史料ではなく、できる限り同時代史料を丁寧に検討することで、本来の形態を明らかにしたい。その上で、観音供の歴史的位置付けや、観音供に関する多様な言説の展開とその背景について考察していきたい。

① 承元四年（一二一〇）成立。続天台宗全書・密教三、二八七頁。

② 鈴木亘「平安宮仁寿殿の復元」（同『平安宮内裏の研究』中央公論美術出版、一九九〇）。

③ 伊藤聡「二間観音と天照大神」（『日本仏教学会年報』六七、二〇〇一）、「大日本国説について」（『日本文学』五〇―七、二〇〇一）、「天照大神＝大日如来習合説を巡って」（『人文科学論集』〔茨城大学〕三、二〇〇三）。

第一章　仁寿殿観音供の成立と観音像

1　観音供の由緒と仁寿殿念誦堂

仁寿殿観音供の成立経緯は不明とされている。成立時期については、空海始行説〔『真言付法纂要抄』①、『大師御行状集記』（弘法大師行状集記②）他〕と般若寺観賢始行説（『覚禅鈔』巻第四一「十八日観音供」）の二説が存在している。但し、創始者として般若寺僧正観賢が挙げられているのには根拠がある。延喜十六年七月二十七日に、仁寿殿での観音像供養（十一面観音）と毎月十八日の観音供養を命じられているためである。

① 同（延喜）十六年廿七日宣旨。召二権大僧都観賢一云、於二仁寿殿一可レ供二養観音像一、又毎月十八日同可二奉供一者。件観音十一面

菩薩、脇士梵天帝釈。　（『東要記』③）

この史料から、観賢の観音供勤仕は事実としてよいであろう。管見の限り、これが仁寿殿観音供の初見史料であり、事実これ以降に観音供関連記事が見られるようになる。『醍醐天皇御記』延喜十八年正月十八日条には「依レ例供二観音像一」と見え、同様に各月十八日に観音供の記事が多数登場しており、土谷恵氏の述べるように少なくとも「延喜以降、十世紀後半にかけて定例化されていた」と考えられる。④『西宮記』でも巻十三「御念誦」に「御念誦、毎月十八日、真言僧綱一人、参二仁寿殿一勤仕、内蔵献二仏供一、又有二僧供一」とされている。また、仁寿殿観音供の詳細な作法や儀礼については判明しないものの、道場観の次第や本尊加持、正念誦・散念誦を行うことが『覚禅鈔』や『白宝口抄』⑤で述べられている。

次に、観音供の行われた場について見ていくと、光孝天皇まで常御殿として利用されていた仁寿殿には「念誦堂」と呼ばれる空間が存在した事が知られている。これは『村上天皇御記』に「入夜参二仁寿殿念誦堂一」（応和三年正月十三日条）と見えるものである。また応和二年（九六二）六月十八日条には、

② 申剋、始安二置観音像二体仁寿殿一、令二権僧正寛空開眼供養一。去天徳四年件堂持仏已焼亡。仍造二白銀白檀聖観音像一体一、〔各脱カ〕各居二仏殿一如レ旧安置也。

とある。「件堂」とは「念誦堂」と同じものを指すと推測され、さらにそこに安置された観音像が十八日観音供に用いられていたと考えられる。仁寿殿は天徳四年（九六〇）内裏焼亡の際罹災し⑥再建されていたが、これらの記事から、再建以前より念誦堂が存在していた事が明らかであり、また同様に観音像も仁寿殿念誦堂に安置されていた事がわかる。

鈴木亘氏は、仁寿殿の構造を儀式における利用状況や装束から復元し、儀式等において利用が全く見えない西側母屋にこの念誦堂が置かれたとする。さらに西側母屋南二間（梁行一間）が念誦堂として利用されていたと推定している。⑦しかし念誦堂の位置については、これとは異なる場所を示す史料が存在する。『為房卿記』逸文の延久四年（一〇七二）正月二九日条では、後三条天皇の十八日観音供の本尊を新造するに当たり、後朱雀天皇の先例が鑑みられ、「金色観音并梵天帝

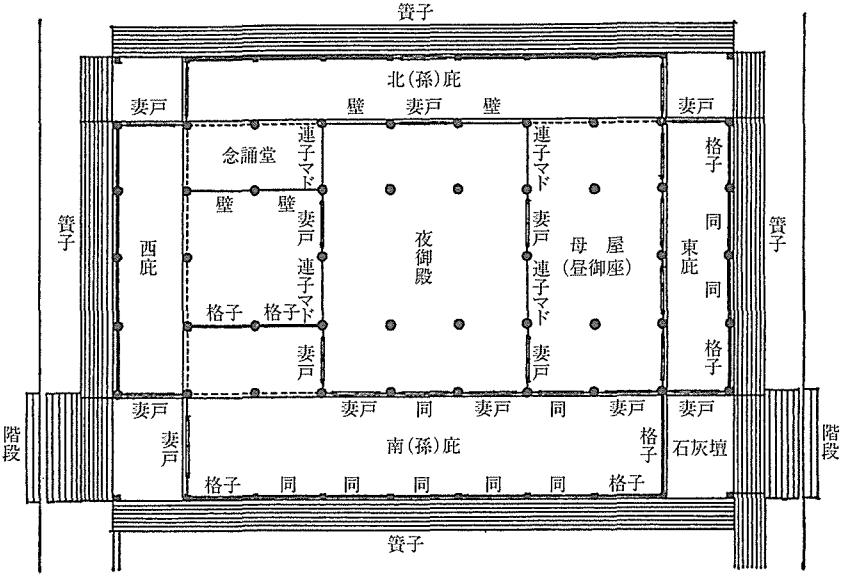

図：仁寿殿観音供と二間御本尊（鈴木氏推定図を一部改変）

尺像各一体、納二六角平堂一、奉レ安二置仁寿殿乾角戸内一□〔如カ〕旧貫者⑧」としている（図）。後朱雀天皇は内裏以外も使用しているが、この前年後三条天皇は新造内裏に遷御しているので、ここで先例とされているのは当然平安宮内裏仁寿殿における場合であろう。これによれば、観音供の本尊は仁寿殿の乾にあたる場所に安置されていた事になる。鈴木氏の復元によると、仁寿殿母屋は桁行七間であり、妻戸等で西側二間、中央三間、東側二間に区切られていた。うち西側二間は、格子・壁によって北から梁行一間・二間・一間の三つの空間に区切られていた。鈴木氏は清涼殿二間の位置を参考に、このうちの南部分を念誦堂と推定しているが、『為房卿記』の内容に従えば、北側部分が念誦堂であった可能性が高い。

ところで、宮中に天皇の持仏が安置され、仏殿にあたる場が用意される事自体については特に目新しい事ではなく、以前から行われていた可能性が考えられる。平安宮以前を見ても、既に近江大津宮において「内裏仏殿」（『日本書紀』天智十年十月庚辰条）、「内裏西殿織仏像」が見え（『同』同十一月丙辰条）、飛鳥浄御原宮でも「宮中御窟院」に設斎を行う記事が見える（『同』朱鳥元年七日丙寅条）。さらに平城宮内には、玄

昉や道鏡が仕えていた「内道場」があり、法会も行われていた事がよく知られている。

平安宮では、空海の申請によって創設された、後七日御修法の道場として知られる真言院が大内裏内に存在した。しかし、後七日御修法創設当初真言院は存在せず、元々勘解由使庁であった場所に建立したとされている。[9] また後七日御修法や臨時修法での利用はあるものの、天皇は勿論、官人らもほとんど出入りする事はなく、管理・利用は真言僧に任されていたようである。よって、従来の内裏仏殿・宮中道場とは少々性格が異なる。

この真言院以外、九世紀の内裏内仏教施設は確認できないが、平安宮でも天皇の御本尊にあたる仏像自体は、観音供以前から宮中に存在していた可能性がある。宮中の公的仏事では様々な本尊が用いられるが、『延喜式』図書寮式では、年末仏事である御仏名（内仏名）の本尊について「御持仏一龕（常在内裏）」としている。また『政事要略』巻二八の「御仏名」が引く「蔵人式」には装束が詳細に述べられており、その中で本尊について雑色らが「仁寿殿御仏」を移し安置している。つまり、御仏名には仁寿殿の「御持仏」が用いられた事になる。内裏での御仏名は弘仁以降臨時に行われ、承和五年（八三八）以後毎年恒例の行事となったので、宮中には九世紀の早い段階で「御持仏」に当るものが既に安置されていた可能性が高いと言える。但し、この仏像と観音供の関係は明らかではない。

以上、仁寿殿観音供創設前後の状況について検証した。次に、三種類が存在するという観音像の実態について見ていきたい。

2　仁寿殿観音像の変遷

先に見た様に、延喜十六年時点の御本尊は十一面観音であったが、村上天皇の観音像は「白銀白檀聖観音像」であった。次に御本尊の種類が確認できるのは、『権記』長保二年（一〇〇〇）十二月二一日の記事である。

③ 仏師康尚奉レ造二仁寿殿御仏一、正観音□梵釈［］、三体、去年所レ奉レ造依レ非レ如二御本意一、又改造也。給二疋絹一。本仏有レ勅給二小臣一、恩之深也。

ここでは、昨年聖観音を新造したものの天皇の気に召さず、再度新造されている。新造の契機としては長保元年（九九九）の内裏焼亡[10]により、観音像が焼失した可能性が考えられる。次に見える史料は、長暦四年（一〇四〇）九月の内裏焼亡に伴う焼失と新造に関するものである。九月九日、前年の内裏火災により皇居となっていた京極土御門殿が焼亡する。この際に観音像も焼失し、同月十八日には「観音供事仰二堂預僧一了」と見える（『春記』長久元年九月十八月条）。これに対する新造と考えられるのが、次の仁海注進状である。

④ 注進

仁寿殿御仏事

合

白檀正観音像一体　高七寸

梵天帝釈天各一体　高六寸

平六角御堂一基

右、依二小舎人茨田兼則口宣一、注進如レ件。

長暦四年十月十九日　僧正法印大和上位仁海

（『醍醐寺文書』四―六四一　僧正仁海注進状案）

仁海の注進による観音像はやはり聖観音である。[11]

また、『年中行事秘抄』・『師光年中行事』各正月十八日の「仁寿殿観音供事」には、延久四年（一〇七二）三月十日、後三条天皇が仁海注進状に基づいて観音像を新造した事を示す御記が引かれている。これについては、先に触れた『為房卿

記』延久四年正月二九日条の記事にその詳しい経緯が見える。

⑤ 今日依レ可レ被レ始二仁寿殿御仏事一、先伺二天気一之処、被二下一、〔云脱カ〕御白檀聖観音像一体、高七寸、同梵天帝尺像各一体、高六寸、可レ納二六角平黒漆厨子一者。花机・磬台外無二他具一云々。今案、燈台二本・香水・机等可二入課一。即以二此由一仰二下仏師長勢一之処、申云、後一条院〔院カ〕並先□後冷泉御時、勤二仕件御仏一、中尊白檀十一面観音、高九寸者。以二此旨一奏聞之処、仰〔被仰カ〕□〔云脱カ〕被、向二真言院一可レ問二子細於少僧都成尊一者。為房向二彼房一問二子細一之処、被レ奏云、故僧正仁海遺寸法注文、先日奉レ覧了。但仁海彼時申云、此仏聖観音也。而奉レ造二十一面観音一、若誤歟者。思二彼遺言一、猶聖観音也者。奏二此由一之処、然者以二聖観音一、猶可レ為二中像一者。次又令レ引二検後朱雀院御記一給之処、金色観音并梵天帝尺像各一体、納二六角平堂一、奉レ安二置仁寿殿乾角戸内一□旧貫者。就二此御由一、金色・白檀両説有レ疑、相尋之程、来月重撰二吉日一可レ始之由、所レ被レ仰也。⑫

後三条天皇が聖観音を新造しようとしたところ、仏師が後一条・後冷泉天皇の際は十一面観音だったと申してきたが、結局は先例である仁海の「注文」に従い聖観音像となった。この時点でも像の種類には十一面・聖観音の両説が存在する。

ところが、次に十八日観音供本尊として登場するのは如意輪観音であった。永長元年（一〇九六）正月十八日、内裏火災後暫く途絶していた観音供を復興する際、「本供二十一面観音一云々。而従レ本為二御本尊一、被レ安二置如意輪像一也。仍便被レ供二如意輪一也」（『中右記』）とあり、本来の仁寿殿十八日観音供では十一面観音を本尊とするが、今回は前から置いてあった如意輪観音をそのまま用いる事になっている。

以上、十八日観音供の本尊について十一面・聖・如意輪観音が造られた事を確認できるが、特に観音像に関する規定があったわけはなく、脇士として梵天・帝釈天という点が共通しているだけである。焼失した場合は勿論、少なくとも十一世紀には天皇ごとに観音像を新造する事が確認でき、まさに「御本尊」と呼ぶに相応しい。その観音像の種類や素材等については本来固定されたものではなく、天皇の意向が反映されていた事が窺える。史料③『権記』の記事では「非レ如二御本意一」という理由で造り直されており、さらに採用されなかった前作が藤原行成に与えられている事などからも、かな

り個人的なものである。

また、ここまで確認した史料からは、「御本尊」に対する特別な意味づけや扱いは見られない。記録の少なさ、御本尊や仏殿といった天皇の個人的信仰の対象・場が従来から内裏にあった可能性等を考えると、仁寿殿観音供は当時貴族社会で行われていた一般的・日常的信仰、極々私的な仏事であり、本来特殊な儀礼ではなかったと考えられる。

① 『大日本仏教全書』真言付法伝外七部。康平三年、成尊撰。
② 続群書類従第八輯下。寛治三年、経範撰。
③ 続群書類従第二十六輯下。『大日本史料』（同日条）所収仁和寺文書も同内容。
④ 土谷恵「小野僧正仁海像の再検討――摂関期の宮中真言院と醍醐寺を中心に」（『日本古代の政治と文化』吉川弘文館、一九八七）。
⑤ 大正新修大蔵経図像六・七。
⑥ 『日本紀略』『扶桑略記』天徳四年九月二十三日条。
⑦ 鈴木亘前掲論文。
⑧ 醍醐寺文書九七函三一号。橋本初子「三宝院賢俊僧正日記――貞和二年」（『研究紀要〈醍醐寺文化研究所〉』十二、一九九二）にて紹介。吉田経長所有の『為房卿記』から吉田兼好が抜書き、貞和二年十二月十三日賢俊の元へ持参したものとされる。
⑨ 『付法纂要抄』（『大日本仏教全書』真言付法伝外七部、大正新修大蔵経七七巻）、『御質抄』。
⑩ 『日本紀略』長保元年六月十四日条。
⑪ 『扶桑略記』長暦三年六月二十七日条。
⑫ なお仏師はこの後、本仏が百済から伝えられたという自流の説を述べている。

第二章　二間観音供の登場

1　清涼殿二間と「御本尊」

次に、「二間観音供」という呼称がなぜ現れたかという問題を検討する。まず清涼殿二間について概観した後、「二間観音供」の実態について詳しく見ていく事とする。

（一）清涼殿二間

清涼殿二間といえば護持僧の祇候する場所として知られ、二間での夜居は護持僧の主たる役目とされるが、これらがいつから行われていたのか、明確に判明する史料はない。① しかし、二間夜居等が護持僧の役割として史料に見られるようになるのは十一世紀からであり、後一条天皇の時から結番が組まれる等、夜居が制度化されていることがわかる。実際『小右記』においては、「清涼殿御念誦間」（長和四年九月二十八日条〔不断御読経〕）等、二間はしばしば「御念誦間」と呼ばれている。②

他に仏事が二間で行われる場合を見ると、天皇の受戒が行われた例や（『小右記』天元五年二月十五日条）、修法中の加持が行われる場合がある（『侍中群要』第七御修法事）。特に十一世紀末以降は仏像供養・経供養等、頻繁な使用が見られるようになる。供養の他に仁王講、日蝕・月蝕の御祈等も行われている。③

しかし、二間は仏事以外にも様々な形で利用されており、清涼殿を中心とした儀式・行事では、皇后・中宮・女御らの在所として用いられ、「女（篤子内親王）御并北政所（源麗子）御二禁中一。去十日入御也。四宮（篤子内親王）為二聴聞一御二二間一。」（『中右記』寛治六年五月十二日条〔最勝講〕）といった事例が見られる。最勝講・御仏名等に際してはこの形態の利用が多く見られ、④『雲図抄』御仏名でも、天皇の御所である夜大殿に接する二間を「后宮御所」としている。清涼殿で行われる仏事において、天皇は夜御殿、皇后・中宮らは二間で聴聞するのである。⑤『雲図抄』では、相撲事内取や童御覧についても、二間を后・女御の御在所としており、仏事以外の行事や臨時行事でも二間が利用されていた。なお、二間そのものを天皇の儀礼の場とする行事としては、六月晦日節折御装束があった（『江家次第』巻第七）。

一方、日常的な利用としては蔵人等の宿直があげられる。『侍中群要』第四上宿事には、「参二宿鬼間一」としながらも、「近代、依レ召候二二間之上宿一。同具レ畳、或候二額間辺一、可二用心一。」とある。皇居高陽院火災について記す『中右記』天永三年（一一一二）五月十三日条では、火災の際「行尊素候二二間一、同座御共蔵人資兼」と護持僧行尊と蔵人藤原資兼が二間に伺候していた

ことがわかる。この他、「御物忌間、早旦参二御前一。於二二間方面一、奏二院御返事一并令レ申二御旨一」（『中右記』康和四年十一月八日条）といったケースも見られる。この様な行事・日常の様子を考えると、護持僧の伺候する「御念誦間」ではあるものの、必ずしも特殊な空間ではなく、あくまで清涼殿の一部、夜大殿に接する部分として利用されていたと言える。

（二）「二間観音供」

では、この二間と十八日観音供が結びついた経緯について見て行きたい。二間観音供に関する記述が初めて見えるのは、先に挙げた『中右記』永長元年の記事であった。

⑥ 又於二二間一有二観音供一、醍醐法務定賢勤レ之。本是於二仁寿殿一従二往古一所二修来一也。年来絶了。今日被レ復二旧規一也。本供二十一面観音一云々。而従レ本為二御本尊一、被レ安二置如意輪像一也。仍便被レ供二如意輪一也。（『中右記』永長元年正月十八日条）

これについては『東寺長者補任』永長元年に載る「経範記」により、承暦四年（一〇八〇）の内裏焼亡（高陽院）以降途絶していた観音供が、この日再興された事が確認できる。

⑦ 経範記云、去承暦四年皇居焼失後、観音供中絶十六年、門徒之歎〔欺〕何事過レ之。自二去年一方々訴申、今於二御殿一可レ被レ行。蔵人少納言成宗伝宣、件供先例、於二仁春〔寿〕殿一所レ被レ行レ之。而於二御殿一被レ行之条、慥有レ証乎如何。申レ之、初大師此御願始行之時、以二仁寿殿一為二御殿一。而近来以二清涼殿一被レ用二御殿一。於二二間一改行、尤可レ為二便宜一者。有二勅許一被レ行レ之。

再興は東寺長者経範の奏によるものであり、先例では仁寿殿で行われるが、今回は御殿（清涼殿）で行う、それは初め大師が御願を行ったとき仁寿殿が御殿であったためであり、今は清涼殿に改めるべきである、と主張する。この時の御在所は閑院内裏であったが、これによって⑥の『中右記』にある通り、実際に清涼殿二間で観音供が行われ、以後承徳二年（一〇九八）六月にも二間での観音供が確認できる。[6]『元亨釈書』でも、永長元年正月十八日の再興に関して「至レ此修二于清涼一、于今不レ絶、俗曰二間供」としている。

しかし、この「二間観音供」への変更は一時的なものであった。『中右記』康和四年（一一〇二）十月十八日条を見ると、「於二仁寿殿一恒例観音供、東寺長者経範法印参二勤之一。」とある。「於二仁寿殿一」としていることから、名称だけではなく、仁寿殿での形式に戻っていることは明らかである。しかもここで勤仕しているのは、二間での観音供を提案した経範自身であり、結局元の「仁寿殿観音供」に戻されたのである。その後も、『台記』久安元（一一四五）年正月十八日条、『顕好王記』承安四年（一一七四）正月十八日条、『玉葉』建久三年（一一九二）正月十八日条等で「仁寿殿観音供」が行われている。また、天皇の心得を説く教導書である『大槐秘抄』でも、

⑧ 東寺の僧は、正月後七日の御修法、そのほどしり候べきなり。月のつごもりごとの御念咒しり候べし。仁寿殿の観音供しり候べき也。

と東寺僧の重要な勤めとして、年頭の護国修法である後七日御修法と並べ挙げられており、あくまで「仁寿殿」の観音供であった。清涼殿は日々政務・儀礼空間として利用され、毎月十八日の観音供を確実に実修し、継続させる事は難しかったと考えられる。その為、元通り仁寿殿観音供の戻されたのである。

(三) 二間の仏像

しかし、問題を複雑にしているのは、観音供本尊とは別に清涼殿二間に仏像が安置されていた事を示す史料の存在である。『禁秘抄』上巻「二間」には「南間、如二御講之時一、懸二御本尊等一」とある。「懸」とあることから、この時点の「御本尊」は仏像ではなく仏画の可能性が高いが、これ以外にも、清涼殿二間に「本尊」が安置されていたことを示す事例が存在する。十三世紀前半、仁和寺僧・禅覚によって撰述された『三僧記類聚』には、次のような内容が載る。

⑨ 延久仁寿殿観音供外毎月於二御殿一有二観音供一事

延久二年七右記有二此事一。自二青宮時一有二此事一、〔侶〕不レ請二南北僧呂一云々。

（ママ）今推云、当時観音供御本尊二体御座云々。為二彼時一本尊ヲ並テ安置也。

御室仰云、古仏破損之間新造之由見二為房記一也。分明無二御覚一語レ之云々。　（巻七）⑦

これによれば、後三条天皇は東宮の時以来観音供を行っており、延久（一〇六九～一〇七四）頃にも、仁寿殿観音供とは別に「御殿」に於いて観音供を続けていた。「御室仰云」の内容は、⑤の仁海注進状による仁寿殿御仏造立を指すと思われる。そしてその後、二体を観音供本尊として並置した、という事であり、並置するまでは「御殿」に東宮以来の観音像を置いていたという。詳細な場については明示されていないが、清涼殿で御本尊を安置する場所として考えられるのは、やはり二間である。

そして、皇居の火災に際して持ち出される「御仏」というものが古記録に見られるようになる。『水左記』承暦四年（一〇八〇）二月九日条では、高陽院の焼亡を伝えているが、「寝殿御物一不二取出一。但御仏一両体所二取出一也」とある。さらに永久二年（一一一四）八月三日皇居大井殿の焼亡に際し、藤原宗忠は、

⑩　召二検非違使等一、令レ尋二御物有無一、大略皆取出了。但二間御仏一体、昼御座大床子一脚焼了。此外皆取出了。　（『中右記』）

としている。また、先に挙げた史料⑥『中右記』永長元年の記事でも、元から御本尊として安置されていた如意輪観音像が十八日観音供本尊に転用されていた。この様に、十一世紀後半から、天皇の御在所に置かれた仏像が確認できるようになり、それが仁寿殿観音像とは別に「御本尊」と呼ばれていたのである。⑧

ところで鈴木氏は、次の醍醐寺三昧堂の安置仏に関する『醍醐雑事記』の記述から、醍醐天皇の時代から清涼殿二間に「御本尊」が安置されていたと述べる。

⑪　延喜御本尊聖観音十一面如意輪奉レ安二置之一。天暦二年三月廿日宣下 又阿弥陀三尊同安置之 委在二口伝一。此御本尊自二内裏二間一欲レ奉レ渡二当寺一之時、十一面ノ頂上仏失了不

見。奉入于醍醐之後件頂仏在矣。　（巻三・三昧堂）

仁寿殿念誦堂との関係からこの史料について言及した鈴木氏は、同雑事記に収録する文治二年注進の醍醐寺法蔵文書櫃目録に「延喜御持仏可献香花請文一枚、天暦二年三月廿日」と記され、また雑事記により毎月十八日に三昧堂において観音供を修したことがわかるので、この十一面観音は延喜十六年（九一六）に仁寿殿で供養された観音像であるとしている。同時に、「醍醐天皇の御本尊に聖観音、十一面観音、如意輪の三躰の観音像があり、十一面観音は御在所清涼殿の二間に安置されていたことが知られる」とする。[9]

この醍醐天皇の御本尊に関しては、醍醐寺三宝院流勝覚によって永久三年（一一一五）に著された『伝受記』[10]に同じ内容が見える。

⑫　一、十八日観音供事

仁寿殿内荘厳一室、被修観音供云々。

旧記云、承和年中ニ大師奉詔命、被修之云々。仏僧供内蔵寮供奉之。御本尊ハ大師御本尊十一面・聖・如意輪十一面ハ大師御作云々。三体共大師令開眼云々。脇侍ハ梵天・帝尺也。彼御本尊ハ天暦御宇被安置醍醐寺三昧堂村上御願畢。

般若寺記云、十八日観音供御本尊、延喜坐主登霞之後、天暦御宇ニ被送醍醐寺、被安置三昧堂之時、彼御本尊内聖観音ノ頂上仏俄不見。臨期仰天、□然所奉渡三昧堂之処、頂上仏思（畏カ）、然而如元現頂上、拝見諸人皆以成弁特之思（畏カ）畢。被渡三昧堂之時、以三尊寸法仰巧匠被写留、以新造観音応和二年壬戌、六月十八日於仁寿殿寛空僧正依勅命開眼畢云々。

⑪とほぼ同内容であるが、「旧記」が述べる内容のうち、御本尊が空海開眼の承和年中のもの、という点については、延喜十六年に醍醐天皇が観音像を供養させているので事実ではない。由緒を空海に結びつけようとする、観音供由緒説に多く見られるものである。しかしそれ以外、天暦期に御本尊が醍醐寺に送られたという「旧記」「般若寺記」に共通する

内容は、⑪と同内容である。鈴木氏は⑪から十一面像のみが清涼殿二間に置かれており、それを二間から移したとしていたが、『雑事記』からはその様な事実は読み取れない。また『伝受記』によれば、三体は全て「観音供御本尊」で、その内一体の頂上仏が消えたという説明をしており、三体が仁寿殿に置かれていたとしか理解できない。史料②応和二年の新造に際しても、観音供本尊と考えられる像は二体造られ、「各居二仏殿一」「如レ旧安置」と両方が仁寿殿に安置されていた事から、醍醐天皇の本尊の場合も複数体存在し、全て仁寿殿に安置されていた可能性が高いのである。

史料①延喜十六年の宣旨では、仁寿殿で十一面観音像の供養、さらに以後の観音供について命じているのであるから、当然その観音像は仁寿殿の仏殿に置かれる事が予想でき、以降実際に仁寿殿「念誦堂」で観音供が行われていた。それを後から清涼殿二間に移動させたとするのは不審であるし、二間という限られた空間とはいえ、儀礼・政務の場でもある清涼殿に、天暦期まで先々代の御本尊が三体も置かれているのは不自然である。仁寿殿も儀礼の場として用いられる事は多いが、鈴木氏も指摘するように、儀礼が行われるのは東側の空間であり、西側は利用されない。西側の構造推定が難しい理由もここにある。儀式など公の場として利用されることが無いため、仁寿殿の西側に観音像が安置され続けたと考えられる。また、二間の仏像の存在を史料から確認できるのが十一世紀後半以降であり、それ以前は全く史料に現れない。もし二間に安置されていれば、豊富に残されている当該期の古記録・儀式書類において、何らかの形で言及されるはずである。三体が同時に移されていることからも、元から仁寿殿に並置されており、村上天皇による仁寿殿の観音像新造等の理由により、醍醐寺に移されたと考えるべきであろう。

先の「蔵人式」の様に、本来内裏にある「御持仏」といえば仁寿殿観音像を指していた。それは以下のような事例からも判明する。万寿四年（一〇二七）二月、図書寮の焼亡により、保管されていた宮中仏事に用いるべき仏像や経も焼失した。四月になり季御読経の仏像をどうするかが問題になった際、通常用いていた図書寮所蔵の仏像に代わり、「但御仏者以二仁寿殿御持仏一被レ行歟、御経・雑具此度者被レ用二他所一何事之有呼（乎カ）」（『小右記』万寿四年四月十七日条）としており、「御

持仏」は仁寿殿の観音像であり、それ以外の仏像の存在については全く考慮されておらず、この時点では宮中には他の仏像が無いと考えられる。

このように、二間の仏像の存在を同時代史料から明確に確認できるのは十一世紀後半以降であり、それ以前の古記録・儀式書等には一切そのような存在は見出せない。十一世紀後半以降、仁寿殿観音像とは別に、天皇の「御本尊」である仏像が二間に登場したと考えるべきであろう。こうして十一世紀後半に登場した二体の「御本尊」の存在は、十八日観音供に対する認識の更なる混乱を招いたのである。

2　二つの「御本尊」

十一世紀後半以降、二間に「御本尊」が確認されるわけであるが、なぜこの時期清涼殿に仏像が置かれるようになったのか、という点が問題となる。そこで次に、その要因・背景について見ていく。

(一)　真言院への移動

先ほど再興に際し、観音供が「年来途絶」していたとあったが、実は観音供自体の断絶を意味するわけではない。『三僧記類聚』巻第十には、

⑬　代初観音供於二真言院一被レ行事　時範記若為房記可レ尋云々

応徳四年　寛治元年也、正月十八日辛未、為二摂政殿御使一参院。受禅以後、未レ被レ行二観音供一、今日々次無レ障、何様可レ行乎。院宣云、於二禁中一未レ被レ行二仏事一、於二真言院一可レ被レ行。随被レ奉レ渡二仁寿殿御仏一。差二遣出納義経一、安二置真言院一遣レ召二定賢僧都一令レ修云々。

という内容が見える。[11] 寛治元年（一〇八七）正月十八日、代初めの観音供を行おうとしたが、受禅以後初めての仏事であ

るため、結局真言院において行われる事になり、像を仁寿殿から真言院に移動させている。また『為房卿記』同年四月十八日条から、四月にも真言院で観音供が行われている。よって、観音供が完全に絶えていたわけではなく、仁寿殿での毎月の観音供という本来の形が途絶していたという事であろう。長者らは真言院を利用する事で観音供を継続させていたのである。他に真言院で行われている例を探すと、承徳二年（一〇九八）五月十八日にも、神事により真言院で行われている。[12]

また、『台記』康治元年（一一四二）正月十八日条には、「仁寿殿観音供養、寛助僧正、称レ有二事煩一、渡二真言院一歟。此後、於二真言院一行レ之」という経緯が述べられる。これは、年中行事書にも見られるものである。

⑭　十八日。賭弓事。（中略）

仁寿殿観音供事。余月亦同。東寺長者勤レ之。里内裏時於二真言院一修レ之。

（『師元年中行事』[13]）

真言院での観音供勤修は十一世紀後半から見えるが、寛助の頃には完全に定着していたと考えられる。里内裏の頻繁な移動に左右される状況から、東寺長者自らの管理下に観音像を移動させ、毎月の勤修を確保したのである。それは神事の際の観音供の扱いからもわかる。十世紀には十八日近くに神事が重なった場合、「依二神事近一不レ修二観音供一事」と観音供は中止されていたが、[14]承徳二年のように十一世紀末には真言院に場を移す事で、中止を避けていた。

一時的に里内裏となった邸宅では、仁寿殿と同様のスペースの確保や、毎月十八日の観音供の執行は確実に約束されたものとはならないだろう。二間での観音供再興は、この点を解決しつつ、御在所近くでの奉仕に戻すため考案されたと思われるが、結局定着させる事はできなかった。

（二）　御在所の移動と新たな「御本尊」

そしてこの観音供場所の複雑な移動が、二間御本尊の登場と大きく関係していると考えられる。本来各天皇の意向を反

映した「御本尊」として造られ、内裏内に安置された観音像も、里内裏の恒常的利用や遷幸が繰り返され始めると、天皇の御在所近くから離れ、東寺長者の管理下に置かれた。つまり天皇の信仰の対象というより、真言僧の奉仕の対象へと変化していった為、身近な所に常に安置される本当の「御本尊」が必要となったのではないだろうか。

それを示す史料が、次の『三僧記類聚』巻七「仁寿殿観音供御本尊事」に見える。

⑮ 承元三年（一二〇九）十二月親守律師宮僧正（道尊）御房御代官参勤之由語之、彼御本尊二体御座云々。一体持瓶、十一面也。一体持蓮花、施無畏聖観音歟。二体之条不審也。自何御時被造加哉之由被語。請御于里亭、猶於大内被行也。打任不用代官、長者自参勤。殊御殿障之間被差進（忘カ）云々。

十一面観音と聖観音、つまり観音像が二体存在する事について、その由緒を説明している。「里亭」での観音供を望むものの、「殊御殿障之間」は大内（真言院）で行わざるを得ず、代わりに進められた像が、現在では本来の観音供本尊と並置されている、という事になる。史料の年代は一世紀程後のものであるが、内容的には二体存在することになった過去の経緯を述べ、里内裏利用中の不都合が説明されている。何よりも「大内」で行いたい真言僧と、身近に本尊を置きたい天皇の意思を窺うことができる。

太田静六氏は内裏・里内裏の利用形態を三期に分け、後冷泉天皇の永承三年（一〇四八）の内裏罹災翌年から承久元年（一二一九）を里内裏全盛時代（内裏衰退時代）としている。[15] 里内裏と内裏の併用本格化・里内裏間の頻繁な移動と、清涼殿（御在所）の仏像の登場はともに十一世紀後半以降であり、重なっている。仁寿殿観音像は、もはや先例・由緒によって規定される十八日観音供の為の御仏となっており、真言僧によって管理されるものになっていた。そこで、仏像供養や臨時の加持等で使用が盛んになった清涼殿二間に常に安置される仏像として、改めて「御持仏（御本尊）」が望まれるようになる。二間御本尊は、東宮時代からのものを持ち込むような、非常に私的なものであり、先例等に縛られるものではなかったのである。

（三）観音供と「御本尊」の関係

しかし、観音供が完全に真言院の行事へ移行する事はなかった。鳥羽天皇頃から儀式の場・内裏と常住の里内裏という機能分化が見られるようになり、以降安定した里内裏長期利用が常態となるが⑯、これが定着した十二世紀半ばから再び里内裏での仁寿殿観音供が確認できるようになる。久安元年（一一四五）（『台記』正月十八日条）、承安四年（一一七四）（『顕広王記』正月十八日条）、建久三年（一一九二）（『玉葉』正月十八日条）に「仁寿殿観音供」の記録があるが、各々当時の御在所は土御門烏丸殿、後者は共に閑院であった。内裏に准じて造営されたとされる土御門烏丸殿の場合、少なくとも久安元年頃には仁寿殿代が存在していた事が確実であり⑰、この一角に安置された可能性が高い。『師元年中行事』等に記述がある通り真言院の利用も続いたであろうが、里内裏における仁寿殿代への安置が始まったのである。

実際、初めから皇居として造営された建保元年（一二一三）完成の閑院内裏では、仁寿殿代に観音像安置場所が存在した。『民経記』寛喜三年（一二三一）四月十四日条に見える除目の成功の中に、「仁寿殿観音仏所功」が含まれている事から、仁寿殿代には内裏仁寿殿念誦堂に当る場所が存在し、観音像が安置されていたのである。

しかし、度重なる移動や二間御本尊の登場は、観音供を取り巻く状況を更に複雑なものとした。その影響と思われるのが、十八日観音供に際し本尊が二体あり、その由来が不明であるといった混乱である。『三僧記類聚』には、

⑯ 十八日観音供本尊事

心覚閣梨抄云、心抄第十四、御本尊外又有二十一面像。小行事云、不レ知行何□仏。但円成寺僧正可レ安二帳中一之由被レ示。

（巻八・仁和寺本第六冊）

⑰ 観音供晦御念誦事

覚教法印語云、本尊二体有レ之、一ハ□古像、一ハ新造、人不レ知レ何二時之一、古トヲホシキハ目出タキ仏也。但小行事云、能ハ新仏ワロキハ古像云々。僻事也云々。

（巻七・内閣本第五冊）

とある。この二体の問題については、史料⑨『三僧記類聚』に見える「為二彼時一本尊ヲ並テ安置也。」と同じものを指している可能性が高い。

さらに後の史料であるが、仁寿殿と二間に同時に御本尊が置かれていた事を示す史料がある。それが以下の『花園天皇宸記』文保元年（一三一七）四月二十七日条である。

⑱ 今日始二念誦一、参二二間一也。観音可レ奉レ置二仁寿殿一。而今度指図減レ間、猶如レ元奉レ居二二間一也。古有二二体一歟。一者仁寿殿、一者二間。承久後若為二一体一歟。頼茂放火之時一体焼失也。

この月、花園天皇は新造冷泉富小路殿へ遷御したため、改めて観音供本尊の安置場所が問題となったのであろう。「承久後」以下は、承久元年（一二一九）七月十三日、源頼茂の放火による内裏焼亡を指している。これによれば、文保元年の時点で観音供本尊は一体、しかも遷御以前も二間に置かれていた事が分かり、この前後月の十八日条の記事を見ても、二間で観音供が行われ続けていた。しかし、この「古有二二体」以下の内容から、承久以前に観音像は二体存在し、各々仁寿殿と清涼殿二間に置かれていたという事がわかる。また同時に、現時点では二間に観音供本尊を安置しているにも関わらず、やはり十八日観音供の本来の場は仁寿殿と考えられ、あくまで「仁寿殿観音供を二間で行う」という認識が続いていることが判明する。実態に合わない呼称、先例の重視は、仁寿殿の観音像が、本来の目的であった天皇の日常的・私的信仰の対象ではなくなり、真言僧が奉仕する「仁寿殿観音供」という行事の一要素となっていた事を示している。

このように、十一世紀後半以降「二間御本尊」が登場したことで、観音供が再び天皇の御在所近くで行われるようになった後も、観音供本尊と「二間御本尊」が同時に存在し、また二間に「仁寿殿観音供本尊」が安置されるといった複雑な状況が生じる事になった。

そしてこの「御本尊」が二間という空間の特殊性に結びつけられ、真言僧を中心に複雑な言説が生み出される事になるのである。

① 堀裕氏によって、護持僧的な存在が成立したのは九世紀中頃とされている（堀裕「護持僧と天皇」（大山喬平教授退官記念会編『日本国家の史的特質　古代・中世』思文閣出版、一九九七）。

② 他に「御念誦間」が見えるのは、寛仁元年八月二十一日条、同三年正月一日条。

③ 仁王講は『中右記』寛治七年七月二日七月二日条等、日蝕・月蝕御祈は『中右記』永長元年七月一日・天仁元年五月一日・『兵範記』仁安四年二月十四日条等。同日に清涼殿で二つ以上の仏事を平行して行う場合もある。（『中右記』寛治七年二月二十六日条等）。

④ 他に『小右記』永観二年十二月十九日条（内御仏名）、『中右記』寛治五年五月十二日条（最勝講）、『台記』久安六年五月十九日条（最勝講）他多数。

⑤ この位置関係は、山岸常人氏が指摘する寺院における院・女院の聴聞位置関係と同じである（山岸常人『中世寺院社会と仏堂』（塙書房、一九九〇）第一部第二章第三節）。

⑥ 『元亨三年愚注暦裏書』「時範記」。「於二間奉修観音供如例」（高陽院）。

⑦ 内閣文庫本第五冊。本論では仁和寺所蔵七冊本（『仁和寺研究』第一輯～第四輯）未所収部分を内閣文庫九冊本で補う。なお、巻次については古藤真平「仁和寺本『三僧記類聚』の巻次構成」（『仁和寺研究』第一輯、一九九九）に従う。

⑧ 『春記』長久元年五月二日条に、「有召参内、即参二御前一。仰云、御持仏以二定朝一仰了、可二開眼一事、又夏季薬師御修法事等、可レ触二関白一」とあり、同月十九日に御念兜所（二間）において純銀薬師仏の開眼が行われている。しかし、この薬師仏を本尊とした御修法は同日南堂（里内裏・土御門邸内の堂）で行われており、御在所の御持仏ではない。御願によって造られた仏像の開眼供養が内裏二間で行われることは数多くあり、「御持仏」としているものの、この場合は内裏に置かれるものではないと考えられる。よって、今回二間の仏像を考察するにあたっては対象としない。

⑨ 鈴木前掲論文。『醍醐寺雑事記』と同内容が『白宝口抄』巻五四聖観音下に載る。それによれば如意輪観音像は金、聖観音・十一面観音像は銀である。

⑩ 随心院聖教類綜合調査団編『随心院聖教類の研究』四〇七頁、汲古書院、一九九五。

⑪ 仁和寺本第七冊。

⑫ 『元亨三年愚注暦裏書』「時範記」承徳二年五月十八日「今日観音供、依神事、於真言院修之」。

⑬ 『師遠年中行事』『年中行事秘抄』『師光年中行事』正月十八日の項にも同内容。

⑭ 康保二年四月・十一月、同三年二月・四月は神事のため中止されている（それぞれ『延喜天暦御記抄』『年中行事秘抄』）。

⑮ 太田静六『寝殿造の研究』第七章第一節、吉川弘文館、一九八七。

⑯ 橋本義彦「里内裏」（『平安京の邸第』望稜舎、一九八七）。

⑰ 太田前掲論文。

第三章　観音供の意義

1　仁海と仁寿殿観音供

本来ひっそりと行われていた天皇の個人的仏事は、十一世紀末から十二世紀にかけ、観音供が真言僧の管理下に置かれる事になり、真言僧の特殊な奉仕、また天皇にとっての重要な仏事として複雑な言説が形成されていった。真言僧自身が確実な由緒や経緯を把握しきれず、情報の混乱がある一方で、仁寿殿観音供は真言僧が果たすべき重要な勤めの一つと認識されていたのである。本章では、本来個人的仏事であり、特に目立つ事もなかった観音供が注目された背景・経緯について考えていく。

そもそも、史料上ほとんど登場しない仁寿殿観音供が真言僧の主要な勤めとして改めて確認されたのには、十一世紀に活躍した東寺長者仁海の働きが大きく関係している。以下は、仁海が真言院を中心とした真言僧の活動について撰述した『灌頂御願記①』である。

内道場真言院
東寺長者
定額僧廿一人　以外他宗僧不二交参一之砌矣
（中略・真言院構造等）
毎月晦御念誦三ヶ日夜勤二修之一
仏僧供料六石大炊寮供奉。
毎月十八日仁寿殿観音供事

仏僧供料二石内蔵寮供奉。
已上根本作法一長者所レ奉レ修。
円融院御願
（中略）
今上御願延命御修法事
於二真言院一被二始行一之。時権僧正成典奉レ修。相次被レ可二仁海奉一修之宣旨一難レ堪二身悉（恐カ）一之間、挙二奏覚源大法師一、被レ令二召修一。如レ是之間無二殊障碍一、過二数百壇一了。随二辞退申一可レ被二許克一矣。至二于後々召一、不二辞申一歟。
件御修法可レ奉レ修支度
前大僧正一長者雖レ進二退真言院并灌頂事等一、如レ不レ被二知行一。仍勤二仕灌頂一仁海一人十六ヶ年。然則仁海・成典・延尋三人可レ奉レ修支度所二定申一矣。
毎月三十日
上旬十ヶ日仁海番、定額僧七人、但一人大阿闍梨手替可レ令二勤修一。即以二阿闍梨供一可レ充二給手替僧一也。今六人供如二本法一。手替僧廿一人上臈阿闍梨慶真年六十五、臈五十一、仁海受法灌頂資・修学未レ退僧也。当月十八日観音供・晦日御念誦事仁海可レ奉レ修矣。
中旬十日権僧正成典番、阿闍梨七口可二召用一。法如レ前。下旬十日権大僧正延尋番、至二于番僧一次阿闍梨七口可二請用一。所作々法同レ前。右長者三人・伴僧廿一口仮令雖二人相替一、至二于職位一、期二未来際一、不レ可二変改一矣。長者四人非二常例一。

観音供は、晦御念誦とともに東寺長者が勤めるべき重要な仏事として始めに挙げられている。土谷氏によれば、仁海以前から東寺長者らによって、真言院での活動を中心に真言僧の役割を拡大する動きがあり、これを受け継いだ仁海も新たな試みを行おうとしていたことが窺える。[2]『灌頂御願記』には、天皇のため主に真言院において真言僧が奉仕する修法等

表　仁寿殿観音供の変遷

延喜16	916	醍醐	十一面観音供養、以後毎月18日恒例化（7／27）	『東要記』
応和2	962	村上	聖観音像二体を新造・供養。仁寿殿持仏堂に安置（6／18）	『御記』
長保2	1000	一条	昨年制作の観音像を改め造る（正観音）（12／27）	『権記』
長暦4	1040	後朱雀	京極土御門殿焼亡（９／９）。仁海が聖観音像注進（10／19）	『春記』 『醍醐寺文書』他
			※後冷泉十一面観音像新造か	『為房卿記』
延久年間		後三条	御在所でも観音供行う	『三僧記類聚』
延久4	1072	後三条	聖観音像新造（前年8月新造内裏還御）（3／10）	『御記』『為房』
承暦4	1080	白河	高陽院燃亡、仁寿殿での観音供途絶	『東寺長者補任』
寛治元	1087	堀河	真言院で代初め観音供（前年11月即位）（1／18）	『三僧記類聚』
永長元	1096	堀河	清涼殿二間で観音供再興。二間の如意輪観音像を本尊（1／18）	『中右記』 『長者補任』
康和4	1102	堀河	仁寿殿にて観音供（10／18） ※ この頃寛助により里内裏期間の観音供を真言院で行う	『中右記』 『台記』
久安元	1145	近衛	土御門烏丸殿にて仁寿殿観音供（1／18）	『台記』
承安4	1174	高倉	閑院にて仁寿殿観音供（1／18）	『顕広王記』
建久3	1192	後鳥羽	閑院にて仁寿殿観音供（1／18）	『玉葉』
承久元	1219	順徳	放火により内裏焼亡。この時点まで仁寿殿観音と二間観音各一体が安置	『花園天皇宸記』
寛喜3	1231	後堀河	これ以前に閑院仁寿殿代仏殿の改修（4／14）	『民経記』
康元元	1256	後深草	長者前大僧正道乗仁寿殿観音御衣木加持（8／25）	『長者補任』

が載せられており、仁海の頃には後朱雀天皇御願の延命御修法も行なわれていた。

この頃は天皇の身体を護持する護持僧の重要性が強く意識され始めた時期であり、仁海は当時天台僧によって占められていた護持僧に食い込むべく、真言僧の存在を強く主張していた。③同様に『灌頂御願記』でも、天皇個人の仏事における真言僧の役割・活動を強調し、拡大させようという意図が窺える。その中で、「御本尊」観音像を以って宮中にて毎月行う観音供も、その存在意義が改めて強調されたと考えられる。

仁海は、長暦四年（一〇四〇）に史料④仁寿殿観音注進状を書き進めていたが、その後、後三条天皇が観音像を新造する際この注進状が先例とされ、またその事が『年中行事秘抄』『師光年中行事』正月十八日の「仁寿殿観音供事」に引用されている。先に見た『伝受記』や『覚禅鈔』でもこの注

進状が引かれている。仁海の存在が強く意識されていた事は間違いない。仁海が改めて仁寿殿観音供を真言僧の主要な奉仕と位置づけ、その認識が浸透していったのである。

実際『伝受記』では、観音供は「天皇護持」を目的とする仏事と位置づけられていたことが窺える。以下、十一世紀末から十二世紀始めの観音供理解の一例として、観音供に関する記述を引く。

一、十八日観音供事

仁寿殿内荘二一室一被レ修二観音供一云々。

（中略）

延喜記云、十五年乙亥、

七月天下疱瘡都鄙老少無二一人免者一。同自二廿七日一天皇聖体不予。天台座〔主脱〕増命法眼和尚位并般若寺観賢大僧都、共令護玉〔体カ〕□不捨目暫不レ絶二香薫一各合眼懇念ス。別而仰二観賢一以二毎月十八日御本尊十一面一於二仁寿殿一被二供養一之時、御悩忽平癒、〔王〕王体安慰。皇帝殊以尊重無レ極。仍各被レ授二〔勧〕観請一畢云々。

延喜十五年七月疱瘡が流行し、天皇も不予となった為、天台座主増命と般若寺観賢が共に護持を行った。その際、観賢には別に御本尊十一面観音の供養を仁寿殿で行うよう命じ、その験があって平癒した、という経緯を観音供の由緒としているのである。

以上の内容について検証すると、『日本紀略』延喜十五年六月～十一月に疱瘡が流行していた記事が見え、④天皇不予については十月十一日、十六日条に見える。共に護持を行ったとされる増命については、同年十月二十五日少僧都に任じられており、⑤『扶桑略記』延喜十五年の記事はその理由を示している。

同年秋月、天下疱瘡、都鄙老少無二一人免者一。夭亡之輩盈二満朝野一、主上聖体不予、請二座主法眼和尚位増命一、令レ護二玉扆一。勅曰、頭痛身熱、不レ可二堪忍一、和尚合眼祈祷。香炉続レ烟、念誦連レ声、熱悩忽散、聖体安慰。帝皇尊重、授二少僧都位一、帰レ山而上二辞表一。

この記事から、延喜十五年の疫病と天皇の不予、それに伴う増命の護持・評価は確かである。一方、この記事を『伝受

記』と比較すると、文章、構成が酷似している事に気付く。

そこで他の史料を確認すると、まず史料①延喜十六年七月観音供を命じる宣旨の日付と食い違いが生じる。また、延喜十五年七月二十八日には相撲召合が、八月一日には釈奠が通常通り行われているため、[6]『伝受記』延喜十五年七月末の不予という内容は恐らく事実ではない。延喜十六年宣旨の日付が年月ともに誤りである可能性、またこの頃観賢が天皇の不予に際し護持を行った可能性も完全には否定できないが、『伝受記』の内容は『扶桑略記』もしくはその典拠であった史料に拠って、延喜十五年の不予・増命の活躍と、同十六年七月の観音供宣旨の件を結びつけたものと考えるのが妥当である。これは十二世紀段階において、仁寿殿観音供は真言僧が奉仕する「聖体安慰」の仏事、天皇を護持する仏事であるという評価が相応しかった為、その由緒が装飾されたと考えられる。

2　諸説の発生

「仁寿殿観音供」と「二間観音供」の呼称の混乱については、永長元年の仁寿殿観音供再興時に、場所を清涼殿二間に移した事が先例として注目され、さらに二間御本尊の登場もあって混同されたと思われる。限られた者が奉仕する点も、観音供全体像の把握を難しくしていた。『三僧記類聚』巻九「後七日東寺灌頂等間事」[7]では、

一、観音供ハ灌頂・後七日行ツル長者ノ其年一年打任テ勤ナリ。晦御念誦ニモ、門弟ヲ差進ル事、一年ハ皆其長者ニ付テ勤レ之。近代観音供ニモ進二手替一事有レ之。保寿院等ノ時モサアリケリ。成賢僧正ハ事ウルハシクテ、我身有二故障一之時ハ代官ヲ不レ進シテ、此ヘ申二案内一ヲ、仍我参勤云々。

としており、十三世紀には手替を遣わすこともあったようだが、基本的には長者が直接関与するべきものであったことがわかる。自らが勤めた際の内容は、やはり限られた弟子に口伝等の形で伝えられ、全体で共有されるものでは無かったと思われる。

このように、東寺長者のみによって行われた観音供の実態について、広く共通理解を持つことは難しく、観音供を勤仕する真言僧自身でも完全には把握できていない。そのため仁寿殿観音像とは別に二間に安置された仏像を観音供本尊としたり、永長元年以降二間観音供へ変更された、という理解が混在したのである。

その一方で、観音供や二間御本尊に強い関心が持たれるようになった事から、観音像に関する混乱した状況を理解しようと、また相応しい存在意義見出そうと、断片的な情報をもとに様々な解釈が生み出されていった。さらに真言宗内に各流派が成立し、秘密性と口伝主義が大きな特徴とされる院政期仏教の中で、[8]複雑な説明が為されるようになっていったのである。解釈に多様性が見られるのは、情報の不足という要因とともに、他流と異なる独自の解釈を生み出す力が強かった為と考えられる。

『覚禅鈔』「十八日観音供」では、本尊について「小野口伝云、内ノ観音ハ聖観音ナリ。梵天、帝釈、脇士。法務御口伝。」と聖観音をとる小野流の説を載せる。一方、先に示した『伝受記』所引の「法務記」では、観音供本尊について「二途相分」とし、以下のような説明をしている。

法務記云、定賢（中略）而愚身長者之時、為修理、被渡本坊。其時親拝見之、聖観音像勿論也。付印像等、聊小異在之云々。宝鏡手ハ如常。但以此尊、習如意輪云々。凡当流至極秘決、三尊ヲ以習一体ト為最極秘決。一体ト習時ハ、如意輪ト習之也。

勝覚の師である定賢は、永長元年の観音供再興時、これを勤めた人物である。定賢が長者であった際に修理したものは聖観音像であったが、醍醐三法院流ではこの聖観音を以って如意輪と習し、三尊を以て一体とすることが「当流至極秘決」としている。また時代は下るが、亮禅（一二五八～一三四一）による『白宝口抄』巻第五四「聖観音法下」では、[9]

以聖観音為本故、仁和寺西院流、聖観音為本尊、用十一面観音次第。是聖観音、観音部主故、為本尊、十一面、王宮守護故、如是行之也。

というように、聖観音像を以て十一面観音供を行う西院流の方法が述べられている。

また、建仁二年（一二〇二）に勧修寺栄然によってまとめられた諸尊法口決集である『師口』[10]巻第二「一・東寺張人乍水去醍醐」では、本尊について「十一面」「聖観音」「十一面如意輪観音」と三説を併記している。『覚禅鈔』で「内裏焼失ノ後、長者遷リ代ル尅ミ、其ノ説不同也」（巻第四一）とするように、各流派に個別の解釈が形成され、それらが統一される事は無かった。

3　天皇と観音供本尊

以上、ここまで主に真言僧にとっての重要性の高まりを見てきたが、これを促した背景とは何であろうか。そもそも、本尊・持仏を作成・所持する事は、この時期の貴族社会に広く見られる現象であり、天皇御本尊も本来私的な信仰対象であった。今まで見てきた観音像の処遇の変化を大きく捉えれば、天皇の私的・個別的信仰から切り離され、天皇個人との関係が薄くなり、公的行事化・抽象化される、と言ってよい。

この変化が見え始める十一世紀は、天皇権威の質的変化が様々な面で確認される時期でもある。十一世紀前半以降、天皇の死と皇位継承が分離する「如在之儀」が成立したことで、政治的な地位と個人的身体が完全に分離、「不死の天皇」が登場し、天皇権威が抽象化されるという。[11]また、皇位の象徴・三種の神器である内侍所鏡は、本来は数多くある宮中宝物の一部に過ぎなかったが、十世紀後半から十一世紀にかけて度々起こった内裏燃亡の中で、宝物としてその存在意義が注目され始める。そして徐々に天照大神の分身という性格が形成され、神鏡として内侍所祭祀の対象となっていった。[12]

仁寿殿観音像に対する扱いの変化も、これらと同じ流れの中にあると考えられる。個人の信仰対象から、「天皇」という地位に付属する「御本尊」として内裏で伝統的に奉仕される一種の宝物へ、という変化である。このため、里内裏の恒常的利用や頻繁な遷幸が始まると、天皇の御在所から離れ、東寺長者に管理されるという現象が現れる。真言僧らは新た

な天皇権威、抽象的な天皇の存在を護持し、奉仕するという独自の役割をいち早く掴み取ったのである。

この上、さらに複雑な言説を生じさせたのは、十二世紀以降高まる天皇の仏教的位置付けへの要求である。天台座主慈円は、観音供本尊を自身の天皇論と関連づけて論じた事で知られており、承元四年（一二一〇）成立の『法華別帖』で独自の説を展開している。[13]

抑自レ昔、大内ノ二間ニ十八日観音供トテ、東寺長者毎日勤行ノ有二御祈一。此観音トハ何ノ観音哉。近日多称二十一面一云云。是皆慥不レ伝二受師伝一之輩、居二東寺長者一之時、加二私案一之日、如レ此僻事多出来也。可レ悲可レ悲。慥ニハ如意輪云云。予聞二此事一、思惟云、可レ為二如意輪一。諸観音中、国王御本尊、必可レ用二輪義一也。金輪王之故也。此悟忽以開了。東寺人不レ存二此正意一歟。

真言僧の理解の誤りを主張し、如意輪観音こそが相応しいとしている。永長元年の清涼殿での再興や、天台僧も護持僧として二間に参じ、二間に安置され始めた「御本尊」を眼にしていたであろう事から、天台僧が関心を抱く事自体は不思議ではない。しかし慈円は、観音供を実際に奉仕し続けてきた真言僧の説を否定した上で独自の解釈を行っており、単なる関心の域を越えている。

慈円が如意輪観音像説を強調する理由は、『慈鎮和尚夢想記』[14]に見える天皇観と関係している。[15]慈円が建仁三年（一二〇三）六月二十三日に受けた夢告は三種の神器に関するもので、宝剣＝天皇（金輪聖王）＝一字金輪、神爾＝后（玉女）＝仏眼仏母、神鏡（天照）＝大日如来＝一字金輪の形、という内容であった。これらにより、『法華別帖』では「金輪・仏眼又不レ離二一切一。陰陽加持、只法成就之身也。金輪ハ国王也。仏眼ハ国母也。此開悟、有二夢告一。」とする。この論理から、慈円は天皇の御本尊としては如意輪観音像が正しいと解釈しているのである。如意輪観音を本尊とする慈円の主張は、真言各派が主張した内容とは全く異なったものであり、独自の天皇観によるものであった。

観音像への関心、独自の解釈は、慈円以降も天台僧の間で引き継がれた。十四世紀初めに天台口伝を纏めた『渓嵐拾葉集』では、

一、二間御加持事

示云、内裏ニ内侍所奉二安置一所ハ二間也。是亦号二貴所一也。故ニ二間ノ御加持ニ参僧ヲ貴所ト云也。山門ニハ浄蔵貴所ト云ハ是也。

（中略）其本尊如意輪観音也。最極秘説也。不レ可二口外一也。

と述べており、やはり二間の「御本尊」に対する強い関心が窺える。

しかし、実は十一世紀後半以降、すでに真言僧の間で、天照大神と大日如来の習合など、仏教界における天皇の位置付けを巡る言説が作り出されていたのである。[16]

抑於二瞻部州八万四千聚落之中一、唯陽谷内、盛二秘密教一事、見二上文一。昔威光菩薩、摩利支天即大日化身也、常居二日宮一、除二阿修羅王難一。今遍照金剛鎮二住日域一、増二金輪聖王福一。神号二天照尊一、刹名二大日本国一乎。自然理、立二自然名一。誠職此之由矣。

（『付法纂要抄』）

康平三年（一〇六〇）成立の成尊撰『付法纂要抄』は、初めに大日の化身＝威光菩薩が太陽に住み阿修羅の難を除いたように、大日の化身である金剛遍照＝空海が日本において金輪聖王＝天皇の福を増している、と述べた上で、日本の神号が「天照」であり国名が「大日本国」である事について、「自然の理」と解する。つまりこの『付法纂要抄』の内容は、国名等に表されるように、日本は密教興隆の地として約束されている、という事を主張するものであり、後に所謂「大日本国」説、大日＝天照を説明する際の理論として中世神道書・密教書に多く引用されることになる。[17]

由緒やその内容が明確でないにも関わらず、十八日観音供と「御本尊」に高い関心が寄せられた要因は、これらの動きと軌を一にするものであると考えられる。『伝受記』には、聖観音像を以って如意輪観音として供養する理由として、

以二聖観音一、習二合日天子■■■■（真陀摩尼）尊一事、宗之大事也。■■（摩尼）尊者、如意輪也。（中略）大師既指二日月輪一、尺二宝玉一。々々即如意輪也。々々々者、通二諸観音一。為二宝部主一故也。□当二此日光一人、无始罪障消滅而本有心蓮開敷スル也。而間向二観音一、成二日輪同体観一、所レ奉レ祈二金輪聖王御願一也。日輪即天照大神大神宮ナリ。々々々・内侍所・天照尊、同体異名也。天照尊者、日天子也。本地

大日如来。々々々者、日月輪也。

とあり、太陽を擬人化した神であり如意宝珠を持つ日天＝真陀摩尼（如意宝珠）を聖観音と習合すると述べる。そこに日輪・天照・神鏡・大日如来を相互に結びつけ、複雑な説明体系を創っているのである。また、聖観音を本尊として十一面観音供を行う西院流を説明した『白宝口抄』でも同様の解釈が見られる。

問、王宮守護誓殊有二十一面観音一、見二彼経軌一何以聖観音為二本尊一乎。

此法以二■（阿）字一為二種子一、三形鏡也。瑜祇経序品法菩薩種子三形也。常観音法不レ用レ之。十八日観音供所レ用也。其故三形円鏡天照大神御体故。（中略）三明鏡。本尊右手掌観レ鏡。

と聖観音像持物（三摩耶形）の鏡から、観音像と天照大神を結びつけているのである。

以上のように、十一世紀・十二世紀に見られる天皇権威の質的変化、仏教的位置付けへの関心から、内侍所神鏡等とともに、宮中に置かれる「御本尊」も複雑な解釈の体系に組み込まれていった。そこにあるのは実際の観音像そのものへの関心ではない。観音供は、もはやその実態から乖離して、天皇を教義的・理論的に解釈するための存在となっていたのである。

① 大日本仏教全書『遊方伝叢書』四。
② 土谷前掲論文。
③ 堀前掲論文「護持僧と天皇」。
④ 『紀略』延喜十五年六月二十日、九月九日、同二五日、十月十六日、同二十六日条。
⑤ 『僧綱補任』、『北山抄』第六備忘略記・僧綱補任事。
⑥ 相撲については『日本紀略』延喜十五年七月二十八・二十九日条、『西宮記』巻四相撲召仰（御覧仁寿殿東庭例）他。釈奠については『西宮記』巻五釈奠。
⑦ 仁和寺本第七冊。
⑧ 上川通夫「院政と真言密教」（阿部泰郎・山崎誠編『守覚法親王と仁和寺御流の文献学的研究』論文篇、勉誠社、一九九八）、速水侑『平安時代貴族社会と仏教』（吉川弘文館、一九七五）第一章。
⑨ 大正新修大蔵経図像六・七。
⑩ 大正新修大蔵経七八。
⑪ 堀裕「天皇の死の歴史的位置――「如在之儀」を中心に――」（『史林』八一、一九九八）。
⑫ 斎藤英喜「わが念じ申す天照御神」（前掲『アマテラス神話の変身譜』）。
⑬ 続天台宗全書・密教三、二八七頁。

⑭ 赤松俊秀『鎌倉仏教の研究』（平楽書店、一九五七）に全文掲載。

⑮ 伊藤前掲論文「二間観音と天照大神」。伊藤氏は、『四帖秘決』等の観音像に関する言説の中で慈円が真言僧・隆聖の説を引いている事が確認できることから、慈円が真言側の所説に影響を受けた可能性を指摘する。

⑯ 伊藤前掲論文「天照大神＝大日如来習合説を巡って」。

⑰ 伊藤前掲論文「「大日本国」について」。

むすび

実態が不明確とされていた仁寿殿観音供について、観音供成立期から十二世紀の言説形成にいたる経緯と変遷、その歴史的意義について見てきた。従来の混乱の要因として、豊富に残されている十二世紀以降の言説や仏教書の内容に振り回され、本来の形態を把握できなかったという問題点が挙げられる。仁寿殿観音供の由緒等について明確な史料は見えず、初期の状態については不明な点が多いが、それはそもそも仁寿殿観音供が非常に個人的な、社会一般的な仏事ということを意味している。古記録が数多く残されている十世紀以降でも、毎月行われている観音供や、日常的な二間の利用についての史料は、御記等を除いてほとんど見られない。

本来私的な仏事であった観音供だが、十一世紀に入ると真言僧側から改めてその存在意義が意識され、真言僧の奉仕する恒例仏事として強調される事になる。さらに内裏・里内裏の移動が頻繁になる中、観音像は天皇の身辺を離れ、毎月の観音供勤修を維持したい真言僧の管理下に置かれるようになっていく。そして同時期に発生した新たな「御本尊」は、一時的な「二間観音供」への変更とともに、後の観音供理解の混乱の原因となっていった。さらに十二世紀に入り、天皇の仏教的位置付けへの関心が高まる中、天照大神や大日如来とともに複雑な教義的解釈の中に取り込まれるようになり、真言僧のみならず、天台僧にとっても注目すべき対象となった。

この様に、十一世紀に入って真言僧が独自の役割を主張し始め、それによって仏事の性質が変質し、十二世紀以降特に注目を集めるようになる、という流れは、真言僧が勤める代表的護国修法、後七日御修法においても確認できるものであ

り、注目すべき点である。[1] また、これら真言僧の動きは、天皇という地位の質的変化を示すものとしても重要である。

観音像は、天照大神などと複雑に習合されていったが、大日如来・天照・天皇の関係で思い出されるのが、天皇が即位時に大日如来の印を結び「顕密仏教界の頂点としての天皇」[2]を生み出す、とされる即位灌頂である。即位灌頂の確実な実施が確認できるのは鎌倉時代後期の伏見天皇からであるが、十二世紀の段階からいくつかの言説が存在していた。大江匡房の『後三条院御即位記』は即位灌頂に関する最初の史料であり、保安四年（一一二三）成立『拾遺往生伝』の天皇に関する記述には即位灌頂と同じ理念を見る事ができ、当時の貴族社会の一部に後の即位灌頂につながる意識が存在していたという。[3] 従来、即位灌頂の理念の発生段階についてはあまり論じられてこなかったが、本論で指摘した真言僧・天台僧による解釈の展開は、まさにこの即位灌頂という儀礼・理念へとつながる。内侍所神鏡、如意宝珠等、様々な要素が体系に取り込まれていたが、天皇と仏教界を結び付ける観念が展開する中、天皇の「御本尊」も注目され、大きな存在意義・役割を与えられ、こうした真言僧・天台僧の言説が貴族社会に浸透し、影響を与えていったのである。

観音像を巡り真言僧から発せられた言説は、単に流派間の瑣末な相違を作り出す為だけのものではなく、より大きな時代的背景の中に存在する。天皇権威の変化を象徴する現象の一端として、また十二世紀から十三世紀にかけて盛んになっていく天皇の仏教的解釈の形成の端緒として、時代の流れを反映させていたのである。

① 拙稿「後七日御修法と「玉体安穏」――十一・十二世紀における展開――」（『南都仏教』八九、二〇〇七、掲載予定）。

② 上川通夫「中世の即位儀礼と仏教」（『日本史研究』三〇〇、一九八七）。

③ 上川前掲論文。

※なお、脱稿後、『日本歴史』七一六号（二〇〇八年一月号）に西本昌弘氏の「東山御文庫本『日中行事』について」が掲載され、年中行事書に見える観音供に言及されているが、本稿では紹介することができなかった。合わせて御参照頂きたい。

The Jijuden Kannon-ku and the Futama Honzon: The Transformation of a Private Buddhist Ritual for the Emperor

by

SAIKI Ryoko

The Jijuden Kannon-ku is the name of a Buddhist ritual that was conducted by Shingon priests on the eighteenth day of each month before the emperor's statue of Kannon, which is referred to as *go honzon.* The origins and content of the ritual are obscure, and there are various theories accounting for them. The sources of the confusion are the existence of another *go honzon,* which had been enshrined in the *futama* (two-bay room) of the Seiryoden, the emperor's private residence, and the varying explanations of Shingon priests from the 12th century onward. Because the first mention of the Buddhist statues in the *futama* was recorded in the second-half of the 11th century, when the palace was frequently burned down and the court was forced to relocate to *sato dairi,* temporary palaces, it is highly likely that the management of the statues was transferred to Shingon priests at that time and the Kannon statue in Jijuden *futama* took the place of the original. In the 11th century, the recognition of the importance of the *gojiso,* protector priests, increased, and the Shingon prelate Ninkai who promoted the role of Shingon priests in protecting the emperor, set the precedent of taking an active in the Kannon-ku. This legacy was reflected thereafter in the activities of Shingon priests to establish the significance of the Kannon statute and the ritual. For this reason, the ritual was positioned as a rite for the protection of the emperor and various theological explanations, removed from actual circumstances, were created by various Buddhist schools. Among these theories were those of the unity of Dainichi and Amaterasu-omikami and the unity of Kannon with various deities by means of the *nyoi hoju* (wish-fulfilling jewel) that expressed the Buddhist position of the emperor.